

日本言語政策学会 役員選任関連施行細則 (2021.6.13 改正)

会則第4条8に定めた、本会の役員選任について以下のように定める。

第1条 (役員資格)

役員は、個人会員のうちから選任する。

第2条 (役員選任の方法)

新任理事および監事はその候補者を会員による推薦に求め、理事会が被推薦者名簿にもとづき指名した者につき、総会の承認を得るものとする。会員による推薦の手続きについては別に定める。

第3条 (会長による役員補充)

役員について任期の途中で欠員が生じた場合、または役員の追加選任の必要があると会長が判断した場合、前条の規定にかかわらず、会長は理事会の意見を徴した上で、任期満了者および辞退者以外の会員から新たに役員候補者を指名することができる。

2. 前項により指名された役員候補者の選任については、総会の承認を得るものとする。

3. 前項により選任された役員の任期は、欠員による場合は前任者の残存任期をもって満了し、追加選任の場合は選任より1年間とする、追加選任の場合は現任者の残任期間とする。

付則

本施行細則は、2019年6月9日より施行する。

2021年6月13日改正